

「外部送信規律に係る電気通信事業における 個人情報保護に関するガイドラインの解説案」 に対する意見

2022年12月2日

一般社団法人 日本経済団体連合会
デジタルエコノミー推進委員会 企画部会
データ戦略WG主査 若目田 光生

総論

- 利用者の不安やニーズの把握とともに、事業活動とのバランスを図る観点から、規律の具体化に加え、実効性を高めることを主眼としたガイドラインとすることが重要
- 外部送信に係る情報の取扱いに関し、現時点、経団連として確認した会員企業の取組み状況は以下の通り
 - 外部送信規律の対象役務に該当するか否かに関わらず、利用目的やオプトアウト動線などを明示する企業や同意管理ツールを採用する事業者が増加
 - ポリシーに加え、プライバシーや関連手続きについてユーザの理解を容易にするためのコンテンツを提供するなど、各社のサービスに応じた創意工夫を行うケースも増大
 - こうした取組みに対する認知も進みつつあることから、外部送信規律に対しても、それら取組みを軸に継続改善する方向性との意見も
 - 他方、現時点では多くの事業者は解説案の内容理解に努めている状況であり、外部送信規律を充足するであろう記載例、好事例が提供されるには至っていないのが現状

- 以上を踏まえると、事業者の創意工夫を損なわないよう、通知等の記載の仕方については、ある程度各社の裁量に任せるべきではないか
- 他方、自社のサービスが対象役務に該当するかの判断や、適用除外の判断に迷う事業者に対し、FAQの充実や相談窓口の設置など丁寧なコミュニケーションに努めるべきではないか。また、新たな疑問や日々進歩する技術等に対応すべく、適宜FAQの追補等が実施されることを期待
- 経団連としても、企業への普及啓発活動や消費者にとって分かりやすい広報活動等を通じて、事業者の主体的な取り組みを一層強化していく方針
- 以降は、解説案に対し会員企業からあった個々の意見について列記する

「規律の概要」に関する意見（1）

〔1～2頁、18頁〕

「利用者が同意
をしている情報
(※1)」

- 「同意」について、場合によっては「個人情報保護法における個人関連情報の提供の同意、または個人データの第三者提供の同意と同時に取ることも認められる」旨、記載すべきではないか

〔2頁〕

「情報送信指令
通信」

- 当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する場合で、「情報送信指令通信」に該当しない送信の種類があれば、明示すべきではないか

「規律の概要」に関する意見（2）

<p>〔3～5頁〕</p>	<p>➤ 対象役務か否かは未だ迷うケースがあるため、「電気通信事業参入マニュアル」も含め、あらゆる事業者が正しく判断できるように、極力明快に記載すべきではないか</p>
<p>〔7頁〕 「通知又は容易に知り得る状態に置く方法」</p>	<p>➤ 記載例について、日本のウェブサイトで多く利用されている広告配信用のモジュールや、分析用のツールを利用したケースを念頭に置いた記載とすべきではないか</p> <p>➤ アプリケーションにおける記載例を追記すべきではないか</p>
<p>〔8頁〕 「ウェブページの階層化」</p>	<p>➤ 「ウェブページの階層化」の意味をもう少し明確に示すべきではないか</p>

「通知又は容易に知り得る状態に置くべき事項」 に関する意見（1）

総論

- 通知等の事項の具体的な記載の仕方そのものよりもむしろ、多くの利用者に関心をもってもらい、容易且つ正確に理解できること、利用者が適切に選択できることこそ本質的に重要
- これを前提として、記載の仕方は企業の創意工夫を損なうことのないように、ある程度各社の裁量に任せるべきではないか

〔12頁〕

「通知等の事項の記載場所や記載の仕方」

- 通知等の事項をプライバシーポリシー等で既に記載している場合、外部送信規律に係る箇所だけ別の場所に記載させるなど、通知等の事項に関する記載を特定の場所に限定すべきでない
- 通知等の事項の記載場所に関する規律が各国で異なる場合、対応が困難。事業者が顧客にとって分かりやすく記載しているのであれば、記載の場所や記載の仕方は企業の裁量に任せるべきではないか

「通知又は容易に知り得る状態に置くべき事項」 に関する意見（２）

〔12頁〕

「利用目的の記載の仕方（送信先がFirst Partyのケース）」

- 本規制対象となる「送信先」がFirst Partyであった場合、「送信先の利用目的」の記載の仕方を明確にすべきではないか
- 例えば「送信先」がFirst Partyで、その利用目的が「当社のウェブサイトでは、サイト内のコンテンツの最適化を図ることを目的とし、お客様の当社内で閲覧したログ情報を分析しています」という場合、プライバシーポリシーにおける個人情報の利用目的と同等となり得るが、別途、個人情報の利用目的と同様の内容を記載することを求めるべきではない

〔12頁〕

「送信先における記載例」

- 「送信先において記載例などが示されている場合」とあるが、多くの送信先が記載例を示すように働きかけをすべきではないか

「適用除外」に関する意見

〔17頁〕 「First Party Cookie」	➤ First Party Cookieに関する記載部分について、法27条の12の2号の例外との差がわかりにくい。法27条の12の2号が何を示しているのか明確にしたうえで、First Party Cookieに関する外部送信に関する規律を明確化すべきではないか
〔20頁〕 「オプトアウト措置」	➤ オプトアウト措置に関する記載内容は各事業者でそれぞれ異なるため、現状を踏まえ、複数の事例を示すべきではないか ➤ アプリケーション（SDK※）におけるオプトアウト措置の事例も示すべきではないか

※ **Software Development Kit**。ソフトウェアを開発する際に必要なプログラムやAPI・文書・サンプルなどをまとめてパッケージ化したソフトウェア開発キット

Keidanren

Policy & Action

ご清聴、ありがとうございました。

今後とも、経団連の取り組みにご理解・
ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。